

高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市立学校の統合に伴い閉校した学校跡地内の運動場及び体育館（以下「学校跡運動施設」という。）を市民に開放することについて必要な事項を定め、学校跡運動施設の効果的な活用を図ることを目的とする。

(学校跡運動施設の暫定的使用)

第2条 この要綱に基づく学校跡運動施設の使用は、当該施設の長期的な用途についての必要な措置を講じるまでの間における暫定的なものとする。

(施設の名称及び所在)

第3条 学校跡運動施設の名称及び所在は、別表第1のとおりとする。

(開放時間)

第4条 学校跡運動施設の開放時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、開放時間を変更することができる。

(登録)

第5条 学校跡運動施設を使用しようとする団体の代表者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより学校跡運動施設使用団体登録の申請を行わなければならない。

(1) 学校跡運動施設使用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出することにより申請を行う方法

(2) 本市が定めるところにより、電子情報処理組織（高松市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することにより申請を行う方法

2 前項第2号に掲げる方法により行われた申請は、同号の高松市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に本市に到達したものとみなす。

3 第1項の場合において、当該団体の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により代表者本人であることの確認を受けなければなら

ない。

(1) 第1項第1号に掲げる方法により申請をする場合 官公署その他市長が定める法人が発行する免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の顔写真が貼り付けられているものを職員に提示する方法

(2) 第1項第2号に掲げる方法により申請をする場合 当該申請において、本市が本市の住民基本台帳により当該団体の代表者の情報を確認することに同意する方法

4 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、学校跡運動施設使用団体登録承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

5 前項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

（登録基準）

第6条 前条の規定による登録の基準は、次の各号（上西小学校跡運動施設、塩江小学校跡運動施設及び安原小学校跡運動施設（以下「上西小学校跡運動施設等」という。）を使用する団体にあつては、第3号に限る。）のいずれにも該当する団体とする。

(1) 団体の代表者が市内に住所を有していること。

(2) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者10人以上で構成されていること。

(3) 成年である責任者又は指導者が構成員に含まれていること。

（個人に関するこの要綱の適用）

第7条 上西小学校跡運動施設等を当該区域の振興に資する事業に使用する個人は、当該個人を代表者とする団体とみなして、この要綱の規定を適用する。

（使用目的）

第8条 学校跡運動施設の使用を許可することができる場合は、次のとおりとする。

(1) スポーツ・レクリエーション、文化活動等に使用する場合

(2) 上西小学校跡運動施設等を当該区域の振興に資する事業に使用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める場合

(使用申請)

第9条 第4条に規定する開放時間のうち、学校体育施設開放運営委員会（高松市学校体育施設開放規則（昭和50年高松市教育委員会規則第4号）第2条に規定する学校体育施設開放運営委員会をいう。）が管理運営を行わない時間帯において学校跡運動施設を使用しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申請を行わなければならない。

(1) 学校跡運動施設使用申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請を行う方法

(2) 本市が定めるところにより、電子情報処理組織を使用することにより申請を行う方法

2 前項第2号に掲げる方法により行われた申請については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に行わなければならない。

(1) 当該団体の代表者が、使用しようとする学校跡運動施設に係る旧校区（それぞれ、高松市学校条例等の一部を改正する条例（平成20年高松市条例第25号）による改正前の高松市学校条例（昭和39年高松市条例第39号）に規定する高松市立松島小学校、高松市立築地小学校及び高松市立新塩屋町小学校並びに高松市学校条例の一部を改正する条例（平成21年高松市条例第30号）による改正前の高松市学校条例に規定する高松市立日新小学校、高松市立二番丁小学校及び高松市立四番丁小学校並びに高松市学校条例の一部を改正する条例（平成25年高松市条例第13号）による改正前の高松市学校条例に規定する高松市立上西小学校、高松市立塩江小学校及び高松市立安原小学校の校区であった区域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者である団体（以下「地域団体」という。）又は上西小学校跡運動施設等を、当該地域の振興に資する事業に使用する団体である場合 使用する日の属する月の2月前の月の初日（その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これらの日の翌日）から使用する日の7日前の日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるとき

は、これらの日の前日)までの間

(2) 当該団体が、地域団体及び上西小学校跡運動施設等を、当該区域の振興に資する事業に使用する団体以外である場合 使用する日の属する月の前月の初日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときは、これらの日の翌日)から使用する日の7日前の日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときは、これらの日の前日)までの間

(使用承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、学校跡運動施設の管理上、支障がないと認めるときは、使用を承認するものとする。

2 市長は、学校跡運動施設の管理上、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 市長は、学校跡運動施設の使用を承認したときは、学校跡運動施設使用承認通知書(様式第4号)を交付する。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定による使用承認(以下「使用承認」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すものとする。この場合において、使用者が損害を受けても、市長はその責めを負わない。

(1) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 使用目的又は用途を変更したとき。

(4) 使用承認に付した条件に違反したとき。

(5) 工事等により、学校跡運動施設の使用ができなくなったとき。

(6) 学校跡運動施設を選挙事務等公共の用途に使用することとなったとき。

(使用制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学校跡運動施設の使用を承認しない。

(1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 学校跡運動施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 営利を主たる目的として使用し、又はそのおそれがあると認められる者

(4) その他学校跡運動施設の管理上、支障があると認められる者

(電気料金実費相当額の負担)

第13条 使用者は、電気料金実費相当額として、体育館の使用1時間につき500円を負担しなければならない。

(電気料金実費相当額の負担の免除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、電気料金実費相当額を免除することができる。

(1) 地域団体がスポーツ・レクリエーション、文化活動等に使用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、短期間の応急施設の用に供するとき。

(3) 上西小学校跡運動施設等を当該区域の振興に資する事業に使用するとき。

(損傷等の報告)

第15条 使用者は、学校跡運動施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱を廃止する要綱（平成31年4月1日施行）の規定による廃止前の高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱（平成25年7月1日施行）の規定により使用許可を受けているものは、この要綱の規定による使用承認を受けたものとみなす。

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名 称	所 在
日新小学校跡運動施設	高松市瀬戸内町 1 8 番 2 号
四番丁小学校跡運動施設	高松市番町一丁目 5 番 1 号
築地小学校跡運動施設	高松市築地町 1 4 番地 1
上西小学校跡運動施設	高松市塩江町上西乙 4 6 1 番地
塩江小学校跡運動施設	高松市塩江町安原上東 3 6 5 番地
安原小学校跡運動施設	高松市塩江町安原下第 2 号 1 6 8 4 番地

別表第 2（第 4 条関係）

名 称	開放施設	開 放 時 間
日新小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
四番丁小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
築地小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
上西小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで

塩江小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
安原小学校跡運動施設	運動場	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日及び祝日は、午後 7 時まで)
	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで

年 月 日

（宛先） 高松市長

学校跡運動施設使用団体登録申請書

高松市学校跡運動施設の使用団体登録を受けたいので、高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

団体名

代表者住所

代表者氏名

連絡先

利用目的		構成人数		
構 成 員		氏 名	住 所	備 考
	1			責任者
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
10				

注

- 1 成人の責任者又は指導者が団体構成員に含まれることが必要です。
- 2 地域団体として登録された場合は、体育館の料金が免除されます。
- 3 市外の人で、勤務先が市内の方は、勤務先の住所を記入後に、備考欄に勤務先と明記してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

高松市長

学校跡運動施設使用団体登録承認通知書

次のとおり、高松市学校跡運動施設の使用団体登録を承認したので、高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱第5条第4項の規定により通知します。

団体名	
代表者	
利用目的	
構成人数	
登録番号	
備考	<input type="checkbox"/> 地域団体 <input type="checkbox"/> その他団体

注 地域団体は、体育館の料金が免除されます。

年 月 日

（宛先） 高松市長

申請者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

学校跡運動施設使用申請書

次のとおり高松市学校跡運動施設を使用したいので、高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

使用日時	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
使用目的			
使用施設			
使用人数			<input type="checkbox"/> 地域団体
			<input type="checkbox"/> その他団体
使用責任者	住 所		
	氏 名		電 話

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

高松市長

学校跡運動施設使用承認通知書

次のとおり、高松市学校跡運動施設の使用を承認したので、高松市学校跡運動施設の開放に関する要綱第10条第3項の規定により通知します。

使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用目的	
使用施設	
使用人数	
遵守事項	